

委託仕様書

1 委託件名

強度行動障害の状態にある方・医療的ケアが必要な方に適切にサービスを提供できる事業所の設置促進に関する調査

2 事業実施の背景

本市は、本市域における強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方をはじめとする重度の障害のある方を受け入れ、障害福祉サービスを提供する事業所の供給が不足している状況にあると認識している。特に、日中活動の場となる生活介護、緊急時に一時的に身を寄せる場となる短期入所、住まいの場となる共同生活援助については、重度の障害のある方やその養育者からの需要が高い状況にある。

現在、重度の障害のある方にもサービスを提供している事業所においては、人員配置を基準以上に充実させたり、専門的人材を確保・育成したり、充実した設備を導入したりする等により充実した体制を整備していると認識している。しかし、これにより、職員採用に必要な費用や給与などの人件費、備品購入費等に相当の費用がかかっており、厳しい経営状況に置かれている可能性があることを認識している。

については、建物の構造やレイアウト、備品といったハード面、専門職を含めた人員体制の確保や育成、支援に必要なスキルなどのソフト面の両面に係るヒアリング調査を委託し、その結果を踏まえて強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方など重度の障害のある方を受け入れる障害福祉サービス事業所の設置を促進していくために必要な施策を検討しようとするものである。

3 事業概要

本市があらかじめ実施したアンケート調査をもとに選定した障害福祉サービス等事業所に対し、強度行動障害の状態にある方及び医療的ケアが必要な方（以下「重度障害者」という。）にサービスを提供するために必要な事項についてヒアリング調査を実施するもの。

4 契約期間

契約の日から令和8年11月18日（水）まで

5 委託業務の内容

以下(1)～(4)のとおり、業務を行うこと。

なお、いずれの業務についても、第三者への再委託を可能とするが、再委託に当たっては、本市担当部署（保健福祉局障害保健福祉推進室）が指定する様式において、事前に承諾を得ること。

(1) 障害福祉サービス等事業所へのヒアリング調査

- ・ 本市が指定する障害福祉サービス等事業所（いずれも本市域内に立地するもの）に対し、令和8年10月30日（金）までに、別表に定める項目についてヒアリングを実施すること

- ・ ヒアリングの件数（調査対象とする事業所の件数）については、障害福祉サービス等事業所のサービス種別ごとに、下記の表のとおりとする。
- ・ 具体的にいずれの事業所を調査対象とするかについては、契約締結後に本市から受託者に示すものとする。
- ・ ヒアリングを実施する日程については、受託者が調査対象事業所に連絡を取り、調整するものとする。なお、調査対象事業所の一部については、障害保健福祉推進室職員もヒアリングに同行することとし、当該事業所への調査の日程調整に限っては、障害保健福祉推進室とも連絡を取り合って進めること。
- ・ ヒアリングの方法については、サービス種別ごとに、少なくとも対象事業所の半数は、対面によって調査すること。残りについても、対面による調査が望ましいが、オンラインにより調査を実施しても差し支えない。
- ・ ヒアリングは、原則として対象事業所の施設管理者及びサービス管理責任者（計画相談支援事業所にあつては、相談支援専門員）の両方に対し実施すること。日程調整の都合によりやむを得ない場合は、いずれか片方へのヒアリングをすることで差し支えない。
また、これらの者を含む限り、その他の関係者が同席することについては差し支えない。
- ・ ヒアリングを効率的、効果的に行うため、ヒアリングを実施する前に、書面等による事前調査を行うことも可能とする。ただし、事前調査の依頼、回答の集約は受託者において行うこととし、事前調査の実施前に、その調査内容を書面で障害保健福祉推進室へ提出のうえ、内容の確認を受けること。

■調査対象とする事業所

サービス種別	事業所数	うち、対面による調査事業所数（最低数）	うち、障害保健福祉推進室職員同行する事業所数
生活介護	10	5	2
短期入所	5	3	1
共同生活援助	10	5	1
計画相談支援	6	0	0

(2) 個々のヒアリング調査結果の提出

(1)のヒアリング調査を1件実施するごとに、その実施日から1週間をめどに、調査結果を提出（様式は自由）すること。

なお、ヒアリング調査に際して、利用者に対する虐待や報酬の不正請求が疑われる情報に接したときは、調査実施後、口頭で差し支えないので、直ちに京都市に報告すること。その後、速やかに、書面（様式は自由）でも報告をすること。受託者において、事業所に対して注意や提言を行う必要はない。

(3) 中間報告の実施

令和8年10月22日（木）までに、障害保健福祉推進室職員に対し、ヒアリング調査に係る中間報告を行うこと。方法は対面又はオンラインのいずれでも差し支えない。また、中間報告においては報告書等の作成は不要とする。

(4) 調査報告書の提出

ヒアリング調査結果に基づき、令和8年11月18日（水）午後5時までに、次の内容を含む報告文書を提出すること。

- ・ 障害福祉サービス事業所（主に生活介護、短期入所、共同生活援助の事業所）が強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方を受け入れ、適切にサービス提供をするために必要となるハード面、ソフト面での条件、取組等についての分析
- ・ 当該分析を踏まえた、強度行動障害の状態にある方や医療的ケアが必要な方を受け入れ、適切にサービス提供をすることができる事業所の設置を促進していくことに向け、本市が行政の立場で講じることが有効といえる施策その他の取組、これに要する予算の考え方等についての考察

6 その他留意事項

- (1) 受託者は、本市担当者と連絡を密にして本業務に当たること。
- (2) 業務の履行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び共通仕様書（別添）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。

(別表)

ヒアリング項目

※ 表中では、強度行動障害の状態にある方を「強行者」、医療的ケアが必要な方を「医ケア者」とそれぞれ略記している。

対象となる事業所	聴取する内容
1 生活介護・短期入所・共同生活援助 共通	・ 強行者又は医ケア者の受入れに当たり、課題に感じていることの詳細 ・ 令和5年度～令和7年度に新規に受け入れた利用者の数及びそのうち強行者又は医ケア者に該当する者の数 ・ その他、受託者が分析に当たり必要と判断する事項
ア 強行者、医ケア者の少なくとも一方を受け入れている事業所	・ 受入れができていない要因、受入れのために行っている取組とそれに要する費用 ・ 強行者、医ケア者の受入れに当たり、支援において工夫していること ・ 強行者と医ケア者の両方を一つの事業所で受け入れることが可能かどうか。また、可能であれば、両方を受け入れるために必要な条件の有無とその内容
i 強行者を受け入れている事業所	・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）修了者の有無及び修了者の実務経験 ※ 研修種別ごとに把握すること。
ii 医ケア者を受け入れている事業所	・ 看護職員及び喀痰吸引等研修（第3号研修）修了者の配置数及び実務経験
イ 強行者、医ケア者をいずれも受け入れていない事業所	・ 強行者、医ケア者を受け入れられていない理由、受け入れるために必要な支援 ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修、実践研修）修了者の有無及び修了者の実務経験 ・ 看護職員及び喀痰吸引等研修（第3号研修）修了者の配置数及び実務経験 ※ 研修種別ごとに把握すること。
ウ 全ての事業所 共通	以下の項目については、強行者、医ケア者を区別してそれぞれの受入れについて聞き取ること。
	■ 人員体制関係 ・ 配置している職員の職種と人数、資格の有無や内容 ・ 不足している職員の数（生活支援員、世話人、看護師等） ※ 職種ごとに把握すること。 ・ 不足分の職員を補う（採用する）ために必要な時間及び経費及びその所要額
	■ 支援技術関係 ・ 支援技術の向上に必要な取組 ・ 支援技術の向上のために受講すべき研修 ・ 取組や研修の受講のために必要な経費及びその所要額 ※ 代替職員の配置を要する場合は、その費用を含む。
	■ 物品・機材配備状況関係 ・ 必要な物品、機材の詳細 ・ 物品、機材を整えるのに必要な経費及びその所要額 ※ 工事費等を含め、要する経費すべてを把握すること。

	■ 事業所の広さ・面積関係 ・ 不足している面積の概算 ・ スペースの拡張により実施が可能となる支援の詳細 ・ 拡張に要する経費 ■ サービス報酬関係 ・ 単位数が不足している加算（基本報酬を除く。） ・ 現在の加算では評価されていない支援内容 ・ 支援に要している費用と、実際に受領している報酬の差額 ■ その他 ・ 課題に感じていることの詳細 ・ 課題の解消に必要なこと及びその所要額
2－1 生活介護	・ 令和5年度～令和7年度における、総合支援学校等卒業生、障害者支援施設退所者の受入実績 ※ 卒業の時点及び退所の時点から継続して受入れを行っている者に限る。 ※ 年度ごとに把握すること。
2－2 短期入所	・ 曜日ごとの利用者数及び重度者の数
2－3 共同生活援助	・ 住居ごとの重度者の数
3 計画相談支援	・ 事前アンケートにおける回答内容の詳細（サービスを希望どおり使えていない理由、代替で利用しているサービス等） ・ 対象者の生活状況（家族構成、暮らしの場、利用しているサービス） ・ サービスを希望どおり利用できないことで生じている支障の有無やその内容、代替サービスの受給状況 ・ その他、受託者が分析に当たり必要と判断する事項 ・ 日中に訪問系サービス（重度訪問介護、行動援護等）を利用されている方が、日中活動系サービス（生活介護等）を利用する動機づけのために必要なこと（課題となっている事項がある場合は、その詳細や解消に要する所要額）